

特定非営利活動法人 久米の家 定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人久米の家と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を島根県松江市に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、高齢者の福祉を必要とする人に対して、介護、介助、支援に関する事業を行ない、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表1号(保健、医療又は福祉の増進を図る活動)の活動を行なう。

(活動に係る事業の種類)

第 5 条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行なう。

- (1) 介護保険法に基づく事業
- (2) 研修会、講演会等の開催
- (3) 機関紙その他刊行物の発行
- (4) 介護保険外自費に基づく事業

第 2 章 会 員

(会員の種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法における社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者

(入 会)

第 7 条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならぬ。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに理由を付した書面をもって本人に、その旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第 8 条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第 9 条 会員が、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 成年被後見人となったとき
- (3) 死亡、もしくは失踪宣告を受け、または会員である団体が消滅したとき
- (4) 2年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次のいずれかに該当する場合には、総会において出席した社員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。ただし、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(会費等の不返還)

第12条 既納の入会金、会費その他拠出金は、返還しない。

第3章 役員

(役員の種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上10人まで
- (2) 監事2人
- (3) 理事のうち、1人を理事長、2人以下を副理事長とする

(役員の選任等)

第14条 **理事及び監事は、理事会において選任する。**

- 2 理事長、副理事長は、理事会において互選する。
- 3 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1名を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が、役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(役員の職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、業務を総理する。また、理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、業務執行する。

- 4 監事は、次に掲げる業務を行なう。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査する。
 - (2) この法人の財産の状況を監査する。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告する。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集する。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求する。

(役員の任期)

- 第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまではその職務を行なわなければならない。
 - 4 第1項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(役員の解任)

- 第17条 役員が次のいずれかに該当する場合には、総会において3分の2以上の議決に基づき解任することができる。ただし、その役員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 職務の執行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の業務違反その他役員としてふさわしくない行為が認められるとき

(役員の報酬)

- 第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。
- 2 役員には費用を弁償することができる。
 - 3 役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第 4 章 総 会

(総会の種別)

- 第19条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

- 第20条 総会は、社員をもって構成する。

(総会の権能)

- 第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散

(3) 合併

(4) 解散した場合の残余財産の譲渡先の選定

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき

(2) 社員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって、招集の請求をしたとき

(3) 監事から第15条第4項第4号の規定により、招集があったとき

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その請求があったときから30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した社員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、社員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第26条 総会の議決は、この定款で特別に規定するもののほか、出席した社員の過半をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会の書面表決権等)

第27条 やむを得ない理由のために総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法もって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の規定により表決した社員は、第25条、第26条第1項、第28条第1項第2号及び第42条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 社員の現在数、出席者数（書面及び電磁的方法による表決者及び表決委

任者にあっては、その数を付記すること)

- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- (6) 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印をしなければならない。

2 前項の規定に関わらず、社員全員が書面及び電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 5 章 理 事 会

(理事会の構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 30 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業活動報告及び決算
- (3) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (4) 入会金及び会費の額
- (5) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (8) 会員の除名
- (9) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の招集)

第 31 条 理事会は、理事長が必要と認めるときに招集する。

- 2 理事長は、理事の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があつた日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事長は、理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、監事より理事会の招集の請求があつたときは、その請求があつた日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の議決)

第33条 理事会における議決事項は、第31条第4項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した理事の2分の1以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第33条の2 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第33条第2項及び第33条の3第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第33条の3 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者がいる場合にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印若しくは署名押印をしなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第34条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 資産から生ずる収益

(5) 事業にともなう収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第35条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の区分)

第36条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画、予算及び暫定予算)

第37条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の議決を経て定める。

2 前項の規定に関わらず、予算成立までは前事業年度の予算に準じ執行することができる。

3 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第39条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席した社員の3分の2以上の議決を得なければならない。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第 7 章 事務局

(設置等)

第41条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の職員は、理事長が任命する。

3 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会において社員の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経て、かつ法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事業所及びその他の事業所の所在地（所轄庁の変更がある場合）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るもの）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべきものに係るものに限る）

(10) 定款の変更に関する事項

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第43条 この法人は、総会の議決によって解散する場合、総会において社員数の2分の1以上の議決を経て解散する。

2 この法人は次の掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る成功の不能

(3) 社員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続き開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

3 目的とする特定非営利活動に係る成功の不能により解散する場合は、所轄庁の認証を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる以下の者のうち、総会において選定した者に譲渡するものとする。

①他の特定非営利活動法人

②国又は地方公共団体

③公益社団法人又は公益財団法人

④学校法人

⑤社会福祉法人

⑥更生保護法人

(合併)

第45条 この法人は、総会において社員総数の2分の1以上の議決を経て、かつ所轄庁の認証を得て、他の特定非営利活動法人と合併することができる。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、官報においてこれを行なう。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、日本財団が提供する公益事業コミュニティサイト「CANPAN」に掲載して行う。

第10章 雜則

(細則)

第47条 この定款の施行について、必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとし、その任期は第16条第1項の規定にかかわらず平成16年3月31日までとする。

理事 松浦 幸子

理事 山内 洋

理事 小瀧 久夫

理事 米原 和子

理事 戸田 美加

理事 松浦 ひろみ

監事 山根 光子

監事 松浦 米宏

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第37条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、設立の日から平成16年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 正会員 1,000円

賛助会員 なし

名誉会員 なし

(2) 年会費 正会員 2,000円

賛助会員 なし

名誉会員 なし

附則 この定款は、平成27年5月22日より施行する。

附則 この定款の改正は、総会の議決の日（平成30年5月28日）から施行する。

附則 この定款の変更は、所轄庁の認証の日（令和5年9月25日）から施行する。

附則 この定款の変更は、所轄庁の認証の日（令和6年7月18日）から施行す

原本と相違ありません

令和 7年 5月 30日

特定非営利活動法人 久米の家

理事長 松浦 幸子